

2027 年国際園芸博覧会展示設計作成および出展ブース施工業務 仕様書

1 業務名

2027 年国際園芸博覧会展示設計作成および出展ブース施工業務

2 業務の目的

2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）は、令和 9 年 3 月 19 日（金）から令和 9 年 9 月 26 日（日）まで横浜市で開催される、A1（最上位）クラス（AIPH 承認+BIE 認定）の博覧会である。参加者は 1,500 万人を見込んでおり、特に関東近県からの参加者が多いと想定される。

福井県は県花である越前水仙、全国有数の産地である花ハスを用いた展示を行う。これらの品目は主に関西方面への出荷が多いため、国際園芸博覧会に出展することで関東方面への販路拡大が見込まれる。また、それぞれの産地である越前海岸と南越前町の南条地区は観光地としての価値も高く、福井県への誘客にもつながると期待される。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 11 月 30 日（火）

4 業務内容

本業務は次に掲げる内容を基本とする。なお、業務遂行にあたっては 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、博覧会協会）から示されるガイドラインや規約等に従い、展示花き品目の特性等を十分理解し、反映した展示内容とすること。

（1）展示設計・イメージパース等の作成

令和 9 年 2 月に成果品（6 の項目を参照）を提出すること。具体的な提出期限等は担当職員と協議の上決定する。

（2）ブース施工・管理および撤去作業

委託範囲は植物体および展示ブース施工に必要な資材の調達・搬送、展示ブース構築、会期中の花の管理、展示ブース管理、展示ブース撤去、植物残渣等処理など含めたすべて。

【参考 業務スケジュール（予定）】

プロポーザル審査会	令和 8 年 11 月下旬
契約	令和 8 年 12 月
展示設計・イメージパース等の提出	令和 9 年 2 月
福井県出展期間	令和 9 年 8 月 21 日（土）～29 日（日）
実績報告の提出および業務委託完了	令和 9 年 11 月

5 展示設計、施工などにおける留意事項

(1) 会場・期間について

- ・会場 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町 5936 (旧上瀬谷通信施設)
- ・期間 令和9年8月21日～8月29日 (9日間)

8/19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
施工期間 木：12:00～21:00 金：7:00～21:50		出展期間 大規模メンテナンス・入替(毎週月/水曜日) 月 18:15～21:50、水 20:45～21:50							撤去期間 出展最終日の日曜日～翌日月曜日 日 20:45～21:50、月 7:00～18:00		

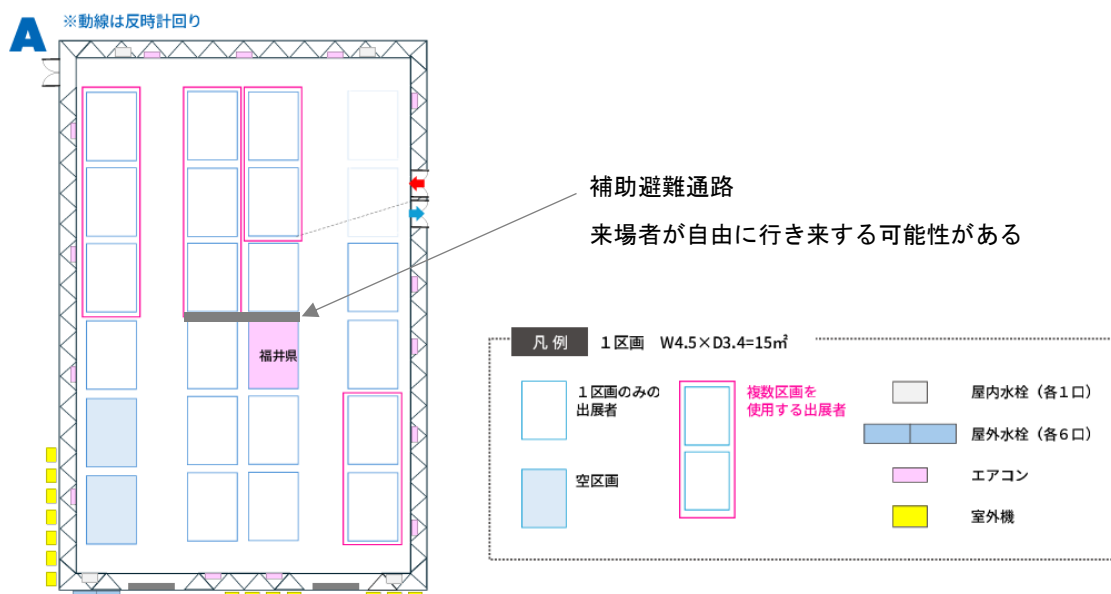
- ・出展週の前々日 (木曜日) から設営可能
- ・出展週の翌日 (月曜日) に撤去を行って原状復帰し、ごみは原則持ち帰る
(植物に起因して発生する廃棄物は会場内で廃棄処分不可)

(2) 福井県の出展テーマおよび出展週のテーマ

- ・福井県出展名称「冬の海と夏の里に咲く福井の花 (仮)」
 「冬の日本海の荒波・寒さに負けない凛とした県花の水仙、夏の田園風景を彩る特産の花ハスという、福井県だからこそ出会える植物と四季の風景が織りなす景色を世界の人々に知っていただきたいという思いを込めた。」
- ・出展週のテーマ「秋の始まり、自然の恵みで健やかに」
- ・県の出展名称や意図を重視し、出展週のテーマには可能な範囲で即すこと

(3) 展示ブースや会場の概要について

- ・屋内展示ブース (奥行 3,400mm×間口 4,500mm、15 m²)



- ・空調 25～27 度
- ・電気設備は 1 区画あたり 100v・1.5kw、コンセント 1 口（原則増設不可）
- ・区画境界の角をテープなどで明示した状態で引き渡され、パーテーションや机、椅子、モニターなどは出展者が準備する
- ・背面は目隠しのための高さ 180cm 程度のパーテーションがあるが、ものの吊り下げ、貼付は不可
- ・パーテーションを設置する場合、来場者の目に触れる裏面もきれいに仕上げる
- ・構造物の高さは 2,700mm 以内（樹木・植物は 4,000mm 以内）
- ・展示資材の転倒防止や防水・防滴処理を行い、防災加工品を用いること
- ・床は透水性アスファルトで、ビスなどの打ち込みは不可
- ・出展者銘板は博覧会協会で作成・設置

（４）展示花きについて

展示するのは越前水仙と花ハス（購入場所等は指定する）である。生花を扱うため、業務にあたっては品質保持や展示方法に関して専門知識・技術を持つ者の助言を受けることを推奨する。専門家の助言を受けることが難しい場合には担当職員の指示を受けること。なお、専門家の助言の有無に関わらず、花の取り扱いに関しては担当職員と十分に協議を行うこと。



① 越前水仙

- ・参考価格 110 円/ポット（変更の可能性あり）
- ・直径 8cm のポットの形で、800 ポット前後納品される予定
- ・品質が低下するため、4 日に 1 回程度花の入れ替えが必要

② 花ハス

- ・参考価格 花 300 円/本、葉 100 円/本、レンコン 5,000 円/個（変更の可能性あり）
- ・花ハスは切り花と葉、葉や花がついたレンコンの 3 形態を展示する予定
- ・レンコンは来場者が観察できるようにしたい
- ・品質が低下するため 2 日に 1 回程度花の入れ替えが必要
- ・花ハスは展示前に水を吸わせる作業が必要

③ 越前水仙、花ハスの輸送について

- ・越前水仙は福井市越廼地区、花ハスは南越前町南条地区の生産委託者から受け取って会場に冷蔵輸送する
- ・担当職員、博覧会協会事務局と協議の上、輸送スケジュールを決定する
- ・それぞれの花きの日持ちが異なるため輸送スケジュールも異なるが、同一車で輸送するなど可能な限りコストを削減すること

・花き輸送スケジュール例

花ハスは2日に一回、越前水仙は4日に一回ペースで輸送する

		準備	展示期間								
		8月20日	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日
水仙		150~300				150~300				150~300	
花ハス	花	50	50		50		50		50		
	葉	20	20		20		20		20		
	レンコン	2	2		2		2		2		

(5) PR活動の制限について

- ・PR活動が可能な面積は1㎡以内
- ・地方公共団体における観光や地場産品の需要喚起につながる活動はPR活動に換算され制限される（地名、観光名所・施設名等を記載した場合はPR活動）
- ・花きを説明することを主とし、栽培地域を記載する程度であれば該当しないが、栽培地域に付随した観光地の紹介や誘客を促す記載はPRに該当する
- ・「越前水仙」は商品名ではなく地域ブランドとして、使用してもPR活動には該当しない

(9) PR活動について



PR活動面積の考え方（屋内）

屋内出展におけるPR活動の面積換算方法は以下のとおりです。
PR活動が可能な面積は、**出展面積の5%と1㎡でいずれか大きい方の面積**です。

【参考】面積換算の考え方

- ・ポスター・サイネージ等の場合
A0: 1㎡ A1: 0.5㎡ A2: 0.25㎡ A3: 0.13㎡
B0: 1.5㎡ B1: 0.75㎡ B2: 0.37㎡ B3: 0.19㎡
- ・配布・説明者の場合 一人あたり0.75㎡

PR活動	PR活動として換算する面積
作品で表現したPR内容（例：花文字）	PR内容が占める面積（四角形でとらえる）
パネル、サイネージ、スクリーン、のぼり（壁掛け、イーゼルや足があるもの）	パネル、サイネージ、スクリーン、のぼりの面積
企業名・ロゴを付したユニフォームを着用しての出展者による説明	出展者が占有する面積
出展者による出展者、製品、サービスに関する説明	
机・椅子のある商談型	机・椅子が占有する面積
出展者が来場者に対して説明する場合	出展者（説明者）が占有する面積
商談ブース	ブースの占有面積
物品（チラシ、サンプリング、試供品）、名刺の配布	配布者の占有する面積（設置の場合は占有面積）
机上、パンフレットラックにチラシ・広告・アンケートを掲示	机、パンフレットラックの占有面積
デモンストレーション、体験	出展者（実施者）や来場者、作品が占有する面積

(6) その他出展に関する留意事項など

- ・博覧会協会が定める規則、ガイドライン等に従うこと
- ・ブース内に人が立ち入る設計とする場合は、車いすで行き来が可能なユニバーサルデザインとし、博覧会協会が示すアクセシビリティ・ガイドラインに従うこと

アクセシビリティに関する取り組み

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>

6 成果品

(1) 事業実施計画書

- ・展示内容の詳細、業務スケジュール、業務実施体制、予算内訳がわかるもの

(2) 展示物制作に必要な花き、資材、備品等の調達と管理の計画

(3) 展示期間中の展示物管理方法

- ・担当職員と協議の上作成すること

(4) 出展ブースのイメージパース

(5) 平面図

- ・コンセント位置を記載すること
- ・仕上げ材、持ち込み品の素材・仕様がわかること（メーカー名、品番等）
- ・立面図と紐づけて確認できるように、平面図中に立面図の名前と報告を記載すること
- ・縮尺がわかるようにすること
- ・展示物、造作物、通路幅等のサイズがわかるように記載すること
- ・大きな展示物は設置、転倒防止の方法を記載すること
- ・防水、漏水対策方法を記載すること
- ・アクセシビリティ・ガイドラインを参考にして作成すること
- ・博覧会協会事務局が示す注意事項、その他の規則・指示に従い作成すること

(6) 立体図

- ・正面図、右側面図、左側面図の3種類を作成すること
- ・平面図と同様の記載事項を明記し、作成にあたっての注意事項に従うこと

(7) PR活動の詳細

- ・PR活動の時期・時間を記載すること
- ・誰が（対応人数）、何を、誰に対してどんなPR活動を行うかを記載すること
- ・使用面積を示すこと

※事前に担当職員の内容確認および承諾を得た上で、令和9年2月に提出すること

※具体的な提出期限や提出方法については担当職員と事前に協議の上決定する

※(1)～(7)以外にも博覧会協会からの指示などによって、履行期間中に作成・提出を求める場合がある

7 業務委託完了時の実績報告について

以下の内容を報告すること。なお、下記以外にも報告を求める場合がある。

(1) 花材および資機材等の調達結果報告

(2) 実績内訳書（内容ごとに金額を記載すること）

- (3) 事業実施状況がわかる写真
 - (4) PR 活動でチラシや動画を用いた場合にはそのデザインや動画のデータ
- ※提出方法については担当職員と事前に協議の上決定すること

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を他に再委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、福井県に内容を報告し承認を得ること。
- (2) 受託者は、契約期間中に知り得た情報について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩または開示してはならない。
- (3) 本業務に係る製作物の著作権等の全ての権利は福井県に帰属する。
- (4) 本業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分に留意すること。万が一紛争等が発生した場合は、受託者において解決もしくは責任を負うこと。
なお、本項については業務の終了後についても適用される。
- (5) 本業務の終了後、成果品について、受託者の責による明らかな瑕疵が認められる場合は、受託者の負担により対応すること。
- (6) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、福井県と受託者の協議により決定するものとする